

「教育委員会制度の抜本的見直しについて」（会長談話）

教育制度は、将来の日本を担う大切な子どもたちにとって一番身近な自治体が、地域社会総がかりで、それぞれの地域の実情に応じた教育施策の展開を図れるものとすべきです。

しかしながら、現在、中央教育審議会において、教育再生会議の第1次報告などを踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に向けた審議が行われていますが、これまでの議論では、地方分権を基本としているものの、教育委員会の法令違反の事務処理等に対する是正の勧告・指示や、指定都市教育長の任命関与など、文部科学大臣の教育委員会に関する権限を強化する内容が含まれています。

このことは、平成12年の地方分権一括法施行から続く地方分権の流れ、及び、指定都市市長会が従来から主張してきた、教育に直接携わる者の創意工夫が更に活かしやすい制度づくり、言わば「教育の地方分権」の観点と相反するものです。

また、教育委員会に対する第三者評価については、教育委員会制度を設けた趣旨に照らして、導入の意義が不明であるうえ、国の独立行政法人の活用など、国による統制強化につながるものが危惧されるため、十分な議論を行い、慎重に対処すべきです。

さらに、県費負担教職員の人事について、各市町村教育委員会に一定の人事に関する権限を移譲する内容も示されていますが、既に問題が生じている指定都市における人事権と給与負担とのねじれについては、全く触れられておりません。

国と自治体との役割と責任を明確にし、地域住民に十分な理解と納得が得られる仕組みづくりを目指した教育改革論議を進めなければ、教育委員会制度、ひいては教育制度の改革ができるものではありません。

政府におかれては、地方分権によってこそ、よりよい教育制度が確立できるという信念のもと、各自治体が主体性を発揮できる真の分権型教育の仕組みづくりを推進されるよう強く求めます。

平成19年3月1日

指定都市市長会

会長 松原武久